

関市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

1. 計画策定の経緯

○新型インフルエンザ等の感染症への対策を国家として実施するため、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。

- ⇒ ・国、都道府県、市町村等が実施する対策について法的に規定
・国、都道府県、市町村等の対策に係る行動計画を策定するよう義務付け

○関市では、政府および岐阜県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における市の対策の基本的な考えや市が実施する主な措置等を示した「関市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。

2. 対象とする感染症

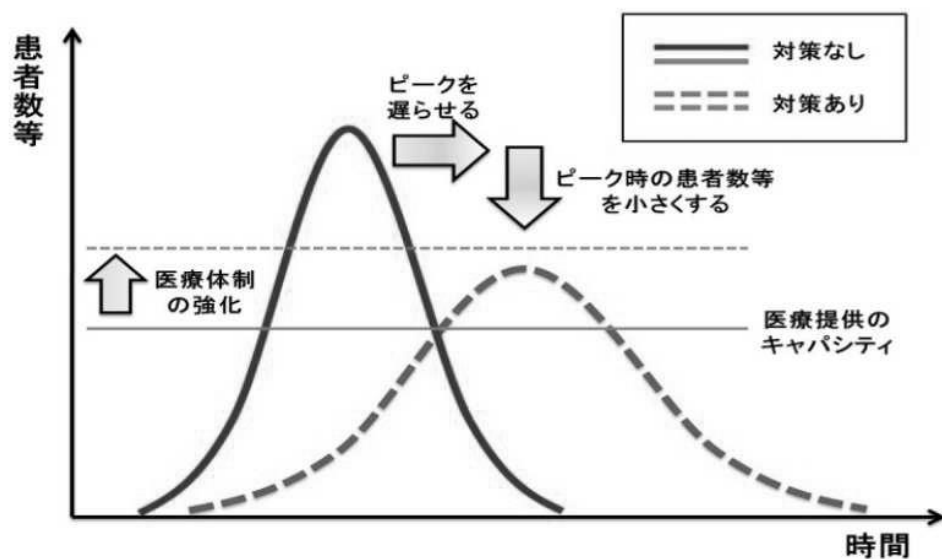
○新型インフルエンザ等感染症

○新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

3. 対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護すること
2. 市民の生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

＜対策の効果を表す概念図＞



4. 被害想定

項目		市内	県内	国内
流行期間		約 8 週間		
患者数 (人口の 25%)		約 23,000 人	約 52 万人	約 3,200 万人
受診者数		約 8,900 人～ 約 17,700 人	約 20 万人～ 約 40 万人	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人
中等度 (アジアインフル エンザ並みの致命 率 : 0.53%)	入院患者数 (1 日当たり最大)	約 380 人 (約 70 人)	約 8,600 人 (約 1,600 人)	約 53 万人 (約 10.1 万人)
	死亡者数	約 120 人	約 2,800 人	約 17 万人
重度 (スペインインフ ルエンザ並みの致 命率 : 2.0%)	入院患者数 (1 日当たり最大)	約 1,440 人 (約 290 人)	約 32,500 人 (約 6,500 人)	約 200 万人 (約 39.9 万人)
	死亡者数	約 460 人	約 10,400 人	約 64 万人
従業員の欠勤率		最大 40%程度		

※市内の被害想定は、平成 25 年 10 月 1 日現在の関市住民基本台帳人口を基に試算。

※上記の想定には、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果や現在の医療体制等を考慮していません。

5. 発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
市内未発生期	海外または国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態
市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者が多発し感染が拡大しており、患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6. 行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

○発生前：関市新型インフルエンザ等対策本部幹事会を開催。

→ 事前準備の進捗状況を確認
関係各課等と連携協力 } 市内一体となった取り組みを
推進します。

○発生後：関市新型インフルエンザ等対策本部を設置。

→ 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止および社会機能の維持を図ります。

(2) 情報提供・共有

○新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する情報や発生状況、実施される対策等について情報提供します。

○インターネットやテレビ、広報等の多様な媒体を利用し、わかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう心がけます。

○市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置します。

(3) まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を啓発します。
- 学校・保育施設や職場等に対して、感染対策の実施を呼びかけます。
- 県が行う「不要不急の外出自粛の要請」「施設の使用制限の要請」等の措置に協力します。

(4) 予防接種

- 特定接種：医療の提供や国民生活および経済の安定を確保するために、医療従事者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員等に対し、住民接種に先行して予防接種を行います。
- 住民接種：市民に対して、集団予防接種を行います。国が決定する優先順位に従って、順次接種を行います。

(5) 医療

- 県からの要請により、臨時の医療施設の開設等に協力します。
- 県や医療機関、関係機関と協力し、在宅で療養する患者への支援を行います。
- 医療機関と連携し、診療体制の調整・確保を行います。

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

- 市民生活および経済への影響を最小限にできるよう、国や県、関係機関等と連携し対策を実施します。
- 市民や事業者に対し、発生時に備え、事前の準備を行うよう働きかけます。
- 要援護者への支援、適切な火葬の実施、水の安定供給、生活関連物資の価格の安定等、市民生活や経済の安定を確保するための対策を実施します。

7. 発生段階に応じた主な対策

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●発生に備えて体制整備 ●発生に備えた情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内での発生に備えて体制整備 ●市内発生を遅らせ、早期発見に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大に備えた体制整備 ●感染拡大を抑えるための感染対策を実施
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画の作成 ○対策本部幹事会の開催 ○関係機関との連携強化 ○業務継続計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等発生後、直ちに対策本部を設置（緊急事態宣言後は特措法に基づく設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の継続 ○業務継続計画に基づいた業務の実施
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・共有 ○情報提供体制の構築 ○予防、発生時の対策等の継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 ○広報チームの設置、情報を一元化 ○多様な媒体を用いた正確かつ迅速な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の体制強化 ○多様な媒体を用いた正確かつ迅速な情報提供
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場等における感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場等における感染対策の普及 ○県が実施する措置に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場等における感染対策の普及 ○県が実施する措置に協力
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種実施体制の構築 ○住民接種実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の方針を踏まえた特定接種の実施 ○住民接種の実施 ○予防接種の広報・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種の継続 ○住民接種の広報・相談
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との情報提供・共有体制の整備 ○適切な受診行動の啓発 ○県の対策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な受診行動の啓発 ○県の対策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な受診行動の啓発 ○県の対策に協力
市民生活および市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者の状況把握および支援内容・方法の検討 ○火葬能力等の把握 ○物資・資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への支援内容・方法の検討 ○遺体の安置施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への支援の実施 ○適切な遺体の火葬・安置 <緊急事態宣言後> ○水の安定供給 ○生活関連物資の価格安定

	市内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●健康被害、市民生活および経済への影響を最小限に抑える ●必要な事業活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●第二波に備えた第一波の評価と体制整備 ●医療体制、市民生活および経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の継続 ○業務継続計画に基づいた業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の廃止 ○対策の評価・見直し
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の継続 ○多様な媒体を用いた正確かつ迅速な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の縮小 ○情報提供体制の見直し
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場等における感染対策の普及 ○県が実施する措置に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場等における感染対策の普及
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種の継続 ○住民接種の広報・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた住民接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会と連携し診療体制を調整・確保 ○在宅療養者への支援 ○県の対策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○県の対策に協力
市民生活および市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への支援の実施 ○適切な遺体の火葬・安置 <緊急事態宣言後> ○水の安定供給 ○生活関連物資の価格安定 	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じ、対策を縮小・廃止